

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とは、経営環境の変化に対応し、且つ、株主、顧客等に信頼される公正な経営システムを構築及び運営することを重要施策として位置付けてあります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
EVOLUTION JAPAN株式会社	2,652,200	31.87
株式会社多々良マネジメント	1,000,000	12.01
多々良 義成	393,712	4.73
株式会社三井住友銀行	312,000	3.75
豊商事従業員持株会	310,120	3.72
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	303,700	3.65
株式会社みずほ銀行	240,000	2.88
多々良 實夫	166,152	1.99
株式会社西日本シティ銀行	160,000	1.92
多々良 豊子	89,000	1.06

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

支配株主に関する事項については該当事項がないため、特記すべき事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
新 欣樹	他の会社の出身者										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新 欣樹			通商産業省(現・経済産業省)出身で、中小企業庁長官や(一財)素形材センター顧問等の経歴を有しており、行政分野における多様な経験に加え、事業経営者や公共的、社会的な幅広い分野において専門的かつ客観的な経験、識見を有していること。また、同氏は、当社との間に特別な利害関係はなく、特定関係事業者でもないことから、独立性が高く、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門(監査室)、監査役及び会計監査人は、情報交換を積極的に行い、緊密な連携を図ることで内部牽制が十分機能するように努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
福島 啓史郎	他の会社の出身者												
長尾 和彦	その他												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福島 啓史郎			農林省(現・農林水産省)出身で、同省食品流通局長や参議院議員等の経歴を持っており、行政分野における多様な経験に加え、専門的かつ客観的な経験、識見を有していること。また、同氏は、当社との間に特別な利害関係はなく、特定関係事業者でもないことから、独立性が高く、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定。

長尾 和彦		大蔵省(現・財務省)出身で、金融庁証券取引等監視委員会事務局長や(一社)日本投資顧問業協会副会長専務理事等の経歴を持っており、行政分野における多様な経験に加え、金融分野における専門的かつ客観的な経験、識見を有していること。また、同氏は、当社との間に特別な利害関係はなく、特定関係事業者でもないことから、独立性が高く、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定。
-------	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	--------------------

2016年6月29日開催の定時株主総会決議に基づき、当社の取締役(社外取締役は除きます。)に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、本項目において「本制度」という。)を2016年9月6日より導入しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、原則として当社株式が信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

本制度の導入により、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	更新	あり
----------------------	--------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

開示手段 有価証券報告書 営業報告書(事業報告) 事業報告書

開示状況 全取締役の総額開示

第63期(2019年3月期)当社の取締役、監査役及び社外役員に対する役員報酬等の内容額

取締役に支払った報酬 209百万円(社外取締役を除く)

監査役に支払った報酬 7百万円(社外監査役を除く)

社外役員に支払った報酬15百万円

役員報酬等の決定方針

役員の報酬等の額について決定方針は、1991年6月27日開催の定時株主総会で決議された限度額の範囲内でその具体的金額を取締役については取締役会で、監査役については監査役の協議で決定しております。報酬等の額につきましては、取締役については、役位別に定められた基本額とその職務に応じて算定された職務報酬との合計額を基準として、監査役については、監査役の協議にて算定しております。なお、当社の役

員の報酬等に関する株主総会の決議の内容は、取締役報酬限度額350百万円及び監査役報酬限度額30百万円であります。報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置しておりませんが、今後は、取締役の報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任をより一層強化することができるよう独立した諮問委員会の必要性等について検討してまいります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポート体制については、現行、社外取締役及び社外監査役を補助する組織、人員は配置されておりませんが、必要に応じて総務部門の事務局スタッフ等が対応しております。

また、総務部から定期的にまたは状況により随時報告その他適宜必要な情報を提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

1 企業統治の体制

a. 監査役会

当社の監査役制度は、取締役との独立性を重視した陣容により、取締役の業務執行に対する監査を行うとともに、監査役会を定期的に、また状況に応じて随時開催し、監査役相互の情報交換等を通して経営監視機能の強化に努めています。監査役は、提出日現在3名（うち社外監査役2名）であります。なお、当社の定款において、監査役の員数を4名以内と定めています。

監査役会	役職名	氏名
議長	常勤監査役	篠塚幸治
構成員	社外監査役	福島啓史郎
構成員	社外監査役	長尾和彦

1) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

当社は、監査役が当社の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものと規定しており、また、監査役の職務を補助する従業員を総務部に設置し、監査役の事務処理等を補助させる態勢としております。

2) 監査役の職務を補助する使用者の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務の独立性を確保するため、前項の従業員が行う監査業務の補助については、所属部門の取締役の指揮命令を受けないと定めています。

3) 監査役の職務を補助すべき使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の指示の実効性を確保するため、監査役から従業員に、監査役の職務の補助業務の遂行の指示があった場合、当該従業員は監査役の指揮命令に従うものと定めています。

4) 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制

当社は、取締役及び従業員が、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する態勢とします。

また、内部通報窓口担当は、内部通報窓口への通報の状況を定期的に監査役に報告します。その際、通報者が監査役への通報を希望するときは、速やかに監査役に報告します。

5) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告をした当社の従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役等及び従業員に周知徹底します。

6) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い、又は償還等の請求をした場合は、速やかに当該費用又は債務を処理します。

7) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が、取締役会や重要な会議等への出席、及び稟議等の業務執行に係る重要な書類の閲覧などで、当社の業務の執行状況等について監査するとともに、定期的に代表取締役と意見交換を行います。また、監査役は、会計監査人と定期的に意見交換を行い、職務の執行に際して必要な場合は弁護士等の外部の専門家を活用します。

b. 取締役会及び常務会

当社の最高経営機関である取締役会は、各事業部門の責任者を兼ねる取締役を含めて構成され、毎月の定例及び状況に応じて随時開催し、経営戦略の決定等を行うとともに業務執行状況の監督を行っています。併せて役付取締役でもって構成される常務会が、取締役会の決定した経営戦略等の方針に基づき、業務運営の調整、効率化を図るために適宜開催され、業務執行に対する審議機関の役割も担っています。取締役は、提出日現在13名（うち社外取締役1名）であります。なお、当社の定款において、取締役の員数を15名以内と定めています。また、取締役会は13名の取締役（うち社外取締役1名）で、常務会については4名の役付取締役にて構成されています。

取締役会	常務会	役職名	氏名
議長	構成員	代表取締役会長	多々良實夫
構成員	議長	代表取締役社長	安成政文
構成員	構成員	専務取締役	多々良孝之
構成員	構成員	専務取締役	安達芳則
構成員		取締役	浦栢健
構成員		取締役	日下伸一
構成員		取締役	灌田照久
構成員		取締役	鷹啄浩
構成員		取締役	宮下芳範
構成員		取締役	渡邊雅志
構成員		取締役	伊藤昇明
構成員		取締役相談役	多々良義成
構成員		社外取締役	新欣樹

c. 委員会

当社における経営上のリスク管理に関して標準的な事項を定め、経営上のリスク発生の防止と顕在化した経営上のリスクに適切に対応することで、企業損失の最小化を図ることを目的として次の9名により構成される経営リスク管理委員会を設置しております。また、委員会は毎月定期的に開催され経営上のリスクについて協議、評価し、必要により対策案を立て代表取締役社長の承認を得て実行できる権限を有しております。

経営リスク管理委員会	役職名	氏名
委員長	監査室長	神谷好一
副委員長	管理本部総務部長	齋藤正和
構成員		宮下芳範

構成員	渡辺敏成
構成員	関根達郎
構成員	三村明彦
構成員	吉田尚子
構成員	高森孝之
構成員	早川裕之

2 内部監査及び監査役監査

イ 内部監査、コンプライアンス(法令遵守)及び監査結果報告等

当社における内部監査は、内部監査規程に基づいて、会計監査人及び監査役との協調を図りながら実施し、原則としてすべての本支店について実地監査を行うこととしており、その充実に努めています。当社の監査体制は、業務執行部門とは独立した内部監査部門(監査室)を中心とする内部監査プロジェクトチーム(人員27名)を編成し、「受託業務活動における適正化」の観点に注視して、業務監査、会計監査及び個人情報監査等を実施しております。当事業年度においては、内部監査では、すべての部門において実地監査を実施しており内部監査における監査結果報告等については、取締役に定期的にあるいは状況に応じて適宜報告され、併せて監査役に報告されております。

ロ 監査役監査の組織、人員及び手続き

当社における監査役監査は、社外監査役2名を含む3名の監査役により構成されており、常勤監査役篠塚幸治氏は、当社の管理部門で会計業務の経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。監査役のサポート体制については、現行、監査役を補助する組織、人員は配置されておりませんが、必要に応じて総務部門の事務局スタッフ等が対応しております。

監査役は、取締役会及び重要な会議に出席するとともに主要な支店を含む重要な部門並びに主要な子会社等を対象にして往査を実施し、取締役及び従業員からヒアリングを行い、代表取締役、内部監査部門(監査室)及び会計監査人とそれぞれ意見交換を行っております。

ハ 内部監査、監査役監査及び会計監査等の相互連携

内部監査部門(監査室)、監査役及び会計監査人は、情報交換を積極的に行い、緊密な連携を図ることで内部牽制が十分機能するように努めています。

二 内部管理体制の充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

2019年3月期は13回の取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督しております。また、業務執行に対する審議機関として業務運営の調整、効率化のため、常務会を18回開催しております。

3 社外取締役及び社外監査役

イ 提出会社と社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

当社では、提出日現在において、社外取締役1名並びに社外監査役2名を選任しております。

社外取締役新欣樹氏は、通商産業省(現・経済産業省)出身で、中小企業庁長官や(一財)素形材センター顧問等の経験を持っており、行政分野における多様な経験に加え、事業経営者や公共的、社会的な幅広い分野において専門的かつ客観的な経験、識見に基づいて専門的かつ客観的な立場から当社の経営全般に対する適宜な助言等を通して取締役会の適切な意思決定と業務執行の監督を図るものであります。

社外取締役新欣樹氏と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役福島啓史郎氏は、農林省(現・農林水産省)出身で、同省食品流通局長や参議院議員等の経験を持っており、行政分野における多様な経験に加え、専門的かつ客観的な経験、識見に基づいて、公正的かつ中立的な立場から監査を行うことにより公正で透明な企業活動の実効性を確保するものであります。

社外監査役長尾和彦氏は、大蔵省(現・財務省)出身で、金融庁証券取引等監視委員会事務局長や(一社)日本投資顧問業協会副会長専務理事等の経験を持っており、行政分野における多様な経験に加え、金融分野における専門的かつ客観的な経験、識見に基づいて、公正的かつ中立的な立場から監査を行うことにより公正で透明な企業活動の実効性を確保するものであります。

社外監査役両氏と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

ロ 社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準又は方針の内容

社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考しております。

ハ 社外取締役及び社外監査役による監督又は監査並びに内部監査等との相互連携

社外取締役新欣樹氏は、当期開催の取締役会13回のすべてに出席し、議案審議等に適切な発言を適宜行い取締役会の適切な意思決定と業務執行の監督に努めております。

社外監査役福島啓史郎氏は、当期開催の取締役会13回のすべてに出席し、代表取締役等から報告を受けるとともに意見交換を行い、また、当期開催の監査役会12回のうち11回に出席し、監査役相互の意見交換等を行っております。

社外監査役長尾和彦氏は、社外監査役就任後に開催された取締役会10回のすべてに出席し、代表取締役等から報告を受けるとともに意見交換を行い、また、社外監査役就任後に開催された監査役会8回のすべてに出席し、監査役相互の意見交換等を行っております。

さらに社外監査役両氏は他の監査役とともに、内部監査部門(監査室)、会計監査人と、それぞれ相互に定期的に又は状況に応じて随時、情報交換を行うとともに、相互の連携に努めています。

4 監査報酬等

当期及び2019年3月期における会計監査は、東陽監査法人の監査を受けております。

2019年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名等は、次のとおりであります。

指定社員・業務執行社員 恩田 正博氏

指定社員・業務執行社員 原口 隆志氏

指定社員・業務執行社員 猿渡 裕子氏

会計監査業務に係る補助者の構成 公認会計士 10名 その他 1名

2019年3月期に係る会計監査人の報酬等の額 30百万円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役制度を採用しており、公正で透明な企業活動の充実化を図り、経営監視機能の強化に努めています。また、当社の最高経営機関である取締役会は、経営戦略等の意思決定を行うとともに企業活動における業務執行の監督強化に努めています。このほかに、業務運営の一体化を促進するため、執行役員制度を導入するなど、意思決定の迅速化と情報の共有化に努めています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の開催日の約3週間前を目途としております。
その他	2019年3月末の総株主数は825名のため、議決権等の事務処理に関して、現行特段の支障はないが、今後、株主数の増加等状況に応じて、円滑化等に取組んでまいりたいと考えております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のIRポリシーをホームページの「IR情報」にて公表しております。	
IR資料のホームページ掲載	決算短信、事業報告書、有価証券報告書等の開示資料並びにIR説明会資料をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	組織上、独立の部署は設置されていないが、兼務担当者を置いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、IRポリシーに基づき、ホームページを活用し、情報開示を公平かつ迅速に開示しております。
その他	当社は、株主、顧客、取引先その他当社を取り巻く利害関係者に対して信頼される公正な経営システムを構築及び運営することを重要な施策として位置付けており、その主旨に沿って業務運営に取組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するために、各分野の基本規程にコンプライアンスを盛り込み、必要な業務規程を定め、部門業務について業務分掌や業務マニュアルにより責任、権限等を明確にし、これらの諸規程の周知を図り、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策を始めとした反社会的勢力への実務対応でもコンプライアンスを堅持し、当企業集団全体に適切なコンプライアンス態勢の構築に努めます。また、これら諸規程等については適切に見直しを行います。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る取締役会議事録、重要な会議の議事録、各種契約書類、各業務の法定帳簿、財務会計に係る計算書類、各種の稟議書について、文書、電子データ及び情報記録媒体は法令並びに文書取扱及び情報セキュリティに関する諸規程に基づき適切かつ厳正に取り扱いします。

情報セキュリティについては、情報の漏洩、滅失、紛失を防止するために対応策を講じ、対応規程を定めて情報セキュリティ責任者を設置し、情報セキュリティ体制の確立に努めます。

3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の業務執行が効率的に行われることを確保するため、組織、業務分掌、職務権限、委員会、稟議等の諸規程を定め、事業運営が効率的に行える態勢の確保に努めます。

4) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度の適用に伴い、財務報告の信頼性を確保する観点から内部統制の一層の充実を図るべく内部統制体制の整備等に取り組んでいます。当事業年度において、内部監査部門(監査室)の主導のもとに、内部統制の整備、運用の評価を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序と安全を確保し、事業の適切性と健全性を維持するために、社会に脅威を与える反社会的勢力による不当な誘引並びに脅迫に対して、断固たる姿勢でこれを拒絶し反社会的勢力とのあらゆる関係を排除することを宣言します。

(1) 当社は反社会的勢力からの不当要求を断固として拒絶します。

反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し、不当な誘引並びに脅迫などの不当要求には屈することなく断固として拒絶します。

(2) 当社は反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係をもちません。

当社のあらゆる事業活動において、社会秩序の維持と安全の確保により、適切な事業展開と健全性が維持出来るものと認識し、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する体制の構築に取組みます。

(3) 当社は外部専門機関と連携関係を構築し反社会的勢力排除を全社的に取組みます。

反社会的勢力による、業務上の過失、事故、不注意等に起因する不当要求等に対して、断固として拒絶し、外部専門機関(警察、顧問弁護士、暴力追放運動推進センター等)と連携して、法令等に則して対処することを代表取締役社長以下組織全体で取組みます。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策に関しては、経済産業省及び法務省から「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が公表されておりますが、当社は、現在、いわゆる「敵対的買収」防衛策を導入しておりません。

当社といたしましては、当然ながら企業価値を高めるべく鋭意経営努力を行う所存であります、一方において、情報把握を一層強化しつつ今後の予測される事態に適切に対処し得るよう最善の努力を傾注する所存であります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

1 適時開示に係る当社の基本姿勢について

当社は、経営理念に「株主、顧客等に信頼される、公正で透明な経営を構築・運営すること」を掲げてあり、顧客、株主・投資家等の当社を取り巻くステークホルダーと適切かつ健全な関係を維持、継続する観点から、重要な経営情報を適時適切に開示・提供するよう努めています。

2 適時開示に係る社内体制の状況

(1)当社は、金融商品取引法等の関係法令及び証券取引所が定める適時開示規則等を遵守し、重要な会社情報を適時適切に開示するために社内規程(インサイダー(内部者)取引防止規程)を定めており、同規程により担当部署を管理本部とし、情報の報告ルートその他具体的手順について定め、適正な実施、運用に努めています。

(2)管理本部に報告された情報、または管理本部の所管事項に関して、東京証券取引所が定める適時開示規則等に基づき、開示を要する事項に該当する可能性がある場合は、管理本部長は関係部門、あるいは状況に応じて顧問弁護士、会計監査人(監査法人)等と協議のうえ、取締役会に付議し、承認・決議を経て、開示しております。また、緊急を要する場合等においては、会長、社長の代表取締役を含む役付取締役で構成される常務会で審議し、その承認を得て開示しております。

取締役会または常務会の開催が困難な場合で、緊急を要するときは、管理本部長は代表取締役社長の決裁・承認を得て開示するものとしてあります。なお、

上記の常務会の審議・承認または社長の決裁・承認は、後日開催される取締役会に報告・承認を得るものであります。

当社は、コーポレート・ガバナンスに関して、今後とも引き続き、体制その他整備につきまして鋭意努力してまいります。

